

第**94**期

# 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2019年6月20日（木曜日）午前10時

## 開催場所

大阪市西区阿波座二丁目1番4号 当社

## 目次

■ 第94期 定時株主総会招集ご通知 …………… 1

### (添付書類)

■ 事業報告 …………… 5  
■ 連結計算書類 …………… 27  
■ 計算書類 …………… 30  
■ 監査報告書 …………… 33

■ 株主総会参考書類 …………… 39

第1号議案 剰余金処分の件 …………… 39  
第2号議案 取締役賞与支給の件 …………… 40  
第3号議案 取締役8名選任の件 …………… 40  
第4号議案 監査役2名選任の件 …………… 46

証券コード 1949  
2019年5月29日

株 主 各 位

大阪市西区阿波座二丁目1番4号  
**住友電設株式会社**  
取締役社長 坂 崎 全 男

## 第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁及び4頁の【議決権行使についてのご案内】に従って、2019年6月19日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

**1. 日 時** 2019年6月20日（木曜日）午前10時

**2. 場 所** 大阪市西区阿波座二丁目1番4号 当社

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第94期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第94期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 取締役賞与支給の件  
**第3号議案** 取締役8名選任の件  
**第4号議案** 監査役2名選任の件

### 4. インターネットによる開示

法令及び定款第15条の規定に基づき、以下の事項については、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sem.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- (1) 連結計算書類の「連結注記表」
- (2) 計算書類の「個別注記表」

なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

以 上

- 
- ▶ 本招集ご通知添付書類（株主総会参考書類を含む）の内容について、本株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<https://www.sem.co.jp/>）においてその旨を掲載しますので、あらかじめご了承ください。

## ■ 議決権行使についてのご案内

### 株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主様の代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。なお、代理人の資格は当社の議決権を有する他の株主1名とさせていただきます。

当日は、軽装（クールビズ）にてお越しくださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会にご出席いただけない場合



#### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月19日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

#### インターネットによる議決権行使



インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁から4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2019年6月19日（水曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

### インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使  
<https://www.web54.net>

#### 2. 議決権行使の方法について

##### (1) パソコン及び携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）



## (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

## 3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。またインターネットによって複数回数又はパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

## 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)
- (2) 其他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
  - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
  - イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日除く)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、国内では、輸出や生産の一部に弱さが見られるものの、企業収益は高い水準で推移し、また個人消費も持ち直すなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、当社グループが事業展開している海外では、東南アジアにおいては、景気は緩やかに回復しているものの、中国においては減速基調であり、不透明な状況が継続いたしました。

建設市場におきましては、国内では、公共投資は底堅く推移していることに加え、民間設備投資も企業収益の改善等を背景に緩やかな増加基調で推移する等、全般的には堅調に推移いたしました。一方、当社グループが

事業展開している海外では、東南アジアにおける日系企業の設備投資は力強さに欠けた状態で推移し、受注獲得競争は一層厳しさを増した状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、2016年度よりスタートした中期経営計画「Vision 1.9」(2016～2019年度：4ヵ年計画)に基づき、更なる質の追求と社会・市場環境の変化に対応するため、「個人力の向上」と「総合力の発揮」を柱とする重点施策にグループ一体となって取り組んでまいりました。

この結果、当期の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

区 分	金 額	前 期 比
受 注 高	1,602億25百万円	2.1%増
売 上 高	1,570億16百万円	7.0%増
営 業 利 益	109億52百万円	11.0%増
経 常 利 益	115億61百万円	11.2%増
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	52億92百万円	22.7%減

受注高につきましては、国内においては、堅調な市場環境を背景に高水準の工事量を確保したことに加え、海外においても、グループ一体となった取り組み成果もあり、前期より増加となりました。売上高につきましても、手持案件の進捗に加え、短工期案件の受注が堅調に推移したこと等により、前期より増加となりました。

利益面では、売上高の増加に加え、採算の改善にグループを挙げて取り組んだ結果、営業利益、経常利益は、前期より大幅な増加となりました。利益率につきましては、これまでのグループ一体となった取組成果により、過去最高の経常利益率7.4%となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、当連結会計年度において減損損失を計上したことから前期より大幅な減少となりました。これは、中期経営計画「Vision 19」において「人材の育成、活性化」を重点施策に掲げ、「働き方改革」、「健康管理」への取り組みを推進しており、その取り組みの一環として、若手社員のワーク・ライフ・バランス向上の観点から、通勤時間短縮及び快適な住環境の提供等を考慮して社員寮の見直しを行うことによるものです。

事業の種類別では、設備工事業の受注高は1,517億6百万円（前期比2.4%増）、売上高は1,484億97百万円（同7.6%増）となり、機器販売を中心とするその他の事業では、受注高及び売上高は85億18百万円（同2.6%減）となりました。

また、設備工事業における種類別の受注高、売上高の概況は、以下のとおりであります。

電力工事部門は、前期に再生可能エネルギー関連で大型受注があったことによる反動減もあり、受注高は199億52百万円（前期比18.7%減）となった一方で、手持案件は堅調に進捗したことから、売上高は198億28百万円（同3.3%増）となりました。

一般電気工事部門は、国内においては首都圏を中心に工事量が増加しており高水準の受注高を確保したことに加え、海外においても、厳しさ増す受注獲得競争の中でグループ一体となった取り組みにより、一定水準の工事量を確保できたこと等から、受注高は982億49百万円（前期比6.9%増）、売上高は970億34百万円（同8.9%増）となりました。

情報通信工事部門は、携帯電話基地局設置工事の増加等により、受注高は214億47

百万円（前期比3.4%増）、売上高は206億72百万円（同3.7%増）となりました。

プラント・空調工事部門は、受注高は120億57百万円（前期比10.1%増）、売上高は

109億61百万円（同11.9%増）となりました。

事業の種類別の受注高、売上高は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
設 備 工 事 業	91,668	151,706	148,497	94,877
電 力 工 事	17,832	19,952	19,828	17,955
一 般 電 気 工 事	61,876	98,249	97,034	63,091
情 報 通 信 工 事	7,008	21,447	20,672	7,783
プラント・空調工事	4,950	12,057	10,961	6,046
そ の 他 の 事 業	—	8,518	8,518	—
合 計	91,668	160,225	157,016	94,877

## (2) 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。



#### (4) 中長期的な会社の経営戦略並びに対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、国内については、東京オリンピック・パラリンピック関連事業や首都圏を中心とした再開発事業が継続し、再生可能エネルギー関連投資も一定水準で推移することに加え、大阪・関西万博関連投資が期待されることから、建設需要は高水準で推移するものと思われます。一方で、施工労働力不足や建設コストの上昇、働き方改革への対応など、事業環境の変化に柔軟に対応する必要があります。また、当社グループの拠点がある東南アジアにおいては、日系企業による設備投資は力強さの欠けた状況が継続しており、市場動向を注視する必要があります。

このような状況のもと、当社グループは、2016年度からスタートした4カ年の中期経営計画「Vision 19」において「質の高いエンジニアリング企業へ更なる飛躍を！」をテーマに、更なる質を追求するための「個人力の向上」と、社会・市場環境の変化に対応するための「総合力の発揮」を柱とする各重

点施策を着実に推進しております。

##### ①安全・品質・コンプライアンス

事業経営の全ての基本であり、最優先の課題である安全・品質の確保に真摯に取り組んでまいります。併せて、「利益とコンプライアンスが対立するような場合には、必ずコンプライアンスを優先する」方針のもと、コンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。

##### ②人材の育成、活性化

当社グループは、創造力豊かな社員を育て活力と潤いのある企業を目指し、社員教育の更なる充実と、働きやすい職場作りを進めてまいります。特に「ワーク・ライフ・バランスの再構築」については、長時間労働の是正に取り組んでまいります。

##### ③施工力の確保、強化

堅調な首都圏市場やエネルギー環境市場などへの需要に応えるべく、当社グループの総合力を発揮し、顧客満足度の

---

高いエンジニアリングサービスを提供してまいります。

#### ④営業力の強化

変化を先取りし、ニーズに応え、顧客満足を提案・提供できる営業活動を実践してまいります。

#### ⑤海外事業の強化

当社グループの強みでもあります海外事業を強化すべく、市場環境に対応した、経営基盤の再構築に取り組むとともに、新たな市場への展開を図ってまいります。

#### ⑥環境・新分野への対応

新エネルギー市場への対応を強化するとともに、技術の進歩に対応すべく、当社グループの豊富な技術の組合せにより、新たな分野へ展開してまいります。

今後も、「Vision 19」に掲げた重点施策を推進し、更なる質の追求と、変化する社会・市場環境への柔軟な対応にグループ一体となって取り組んでまいります。

今後ともより一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移 (連結)

(単位：百万円)

区 分	第91期 (2015年度)	第92期 (2016年度)	第93期 (2017年度)	第94期 (2018年度) [当期]
受 注 高	151,558	144,371	156,915	160,225
売 上 高	146,899	137,227	146,810	157,016
経 常 利 益	9,163	8,835	10,400	11,561
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	5,083	5,521	6,843	5,292
1株当たり当期純利益	142円85銭	155円18銭	192円34銭	148円73銭
総 資 産	111,442	113,922	125,120	130,157
純 資 産	55,133	59,318	68,196	71,444

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。
2. 第91期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
3. 第91期につきましては、当社が前年に受けた営業停止処分（2014年4月25日から2014年7月23日まで）の影響がなくなったこと等により、受注高は前期比で増加しました。また、売上高は受注高が回復したこと等により前期比で増加となりました。利益面では主に当社単体における売上高の増加、工事採算の改善により、経常利益は91億63百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は50億83百万円とそれぞれ前期比で増加しました。
4. 第92期につきましては、受注高は国内では堅調に推移しましたが、海外経済の減速や日系企業の投資減少の影響を受け、東南アジアにおける海外子会社で減少したことにより、前期より減少となりました。また、売上高は海外子会社の受注高が減少した影響が大きく、前期より減少となりました。利益面では、売上高減少の影響により、経常利益は88億35百万円と前期より減少となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は55億21百万円と前期より増加となりました。
5. 第93期につきましては、東南アジアにおける受注獲得競争が厳しさを増す一方、国内設備工事業が堅調に推移し、受注高は前期比で増加となりました。売上高は国内設備工事業の堅調な状態に支えられ、前期比で増加となりました。また、利益面につきましては、売上高の増加に加え、工事採算の改善にグループを挙げて取り組んだ結果、経常利益は104億0百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は68億43百万円といずれも前期比で増加しました。
6. 第94期（当期）につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

会社名	当社に対する出資比率 (%)	当社との関係内容
住友電気工業株式会社	50.17	設備工事等の受注

- (注) 1. 当社に対する出資比率は、親会社の子会社が保有している株式を含めて算出しております。  
 2. 親会社の子会社より、電線・ケーブル等の資材を購入しております。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
住電電業株式会社	60 百万円	100.00	設備工事業
スミセツエンジニアリング株式会社	80 百万円	100.00	設備工事業
エスイーエム・ダイキン株式会社	80 百万円	51.00	空調機器、太陽光発電システム等の販売
トーヨー電気工事株式会社	21 百万円	100.00	設備工事業
スミセツテクノ株式会社	80 百万円	100.00	機器製作・修理・販売
アイティソリューションサービス株式会社	100 百万円	95.00	設備工事業
タイ セムコン CO.,LTD. [タイ]	45,877 千バーツ	49.00 [51.00]	設備工事業
P.T.タイヨー シナール ラヤ テクニク [インドネシア]	9,000 千米ドル	99.00	設備工事業
スミセツ フィリピンズ, INC. [フィリピン]	10,750 千ペソ	40.00 [60.00]	設備工事業

- (注) 出資比率欄の [ ] 内は緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で示しております。

## (7) 主要な事業内容

事業の種類		事業内容
設備工事業	電力工事	送配変電設備工事の設計、施工、監理
	一般電気工事	ビル、工場等の電気設備工事及び新エネルギー環境関連工事の設計、施工、監理
	情報通信工事	電気通信設備工事の設計、施工、監理 情報通信機器及び周辺機器並びにソフトウェアの販売
	プラント・空調工事	プラント工事及び空調衛生管工事の設計、施工、監理
その他の事業		保険代理店業務 空調機器、太陽光発電システム等の販売 機器製作、修理及び給湯器の製造販売

## (8) 主要拠点等

## ① 当 社

大阪本社	大阪市		
東京本社	東京都港区		
支 社	大阪支社（大阪市）	東京支社（東京都港区）	中部支社（名古屋市）
支 店	北海道支店（札幌市）	東北支店（仙台市）	北関東支店（さいたま市）
	東関東支店（千葉市）	横浜支店（横浜市）	京都支店（京都市）
	神戸支店（神戸市）	広島支店（広島市）	四国支店（新居浜市）
	九州支店（福岡市）		

## ② 子会社

会社名	所在地
住電電業株式会社	東京都港区
スミセツエンジニアリング株式会社	大阪市
エスイーエム・ダイキン株式会社	大阪市
トーヨー電気工事株式会社	大阪府吹田市
スミセツテクノ株式会社	京都府八幡市
アイティソリューション サービス株式会社	東京都港区
タイセムコン CO.,LTD.	タイ・バンコク市
P.T.タイヨーシナールラヤテクニク	インドネシア・ジャカルタ特別区
スミセツフィリピンズ, INC.	フィリピン・マカティ市

## (9) 使用人の状況

### ① 企業集団の状況

事業の種類	使用人数(前期末比増減)
設備工事業	2,696名(202名増)
電力工事	267名(34名増)
一般電気工事	2,023名(158名増)
情報通信工事	297名(3名増)
プラント・空調工事	109名(7名増)
その他の事業	138名(2名減)
全社(共通)	208名(3名増)
合計	3,042名(203名増)

(注) 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

## ② 当社の状況

使用人数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
1,339名（63名増）	43.5歳	18.2年

（注）使用人数には、社外への出向者173名を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況

（単位：百万円）

借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	1,630
株式会社三井住友銀行	944
株式会社三菱UFJ銀行	100

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 73,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 35,580,213株 (自己株式 55,666株を除く)
- (3) 株主数 3,937名 (前期末比 4名増)
- (4) 大株主 (上位10名)

(単位：千株・%)

株主名	持株数	持株比率
住友電気工業株式会社	17,828	50.11
GOVERNMENT OF NORWAY	847	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	792	2.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	728	2.05
住友電設共栄会	625	1.76
北港運輸株式会社	624	1.75
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380577	607	1.71
住友電設従業員持株会	528	1.49
JP MORGAN CHASE BANK 385632	470	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	374	1.05

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。



### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
※取締役社長	坂 崎 全 男		
※取 締 役	辻 村 勝 彦	専務執行役員、 施設統括本部長、 国際本部長	
取 締 役	水 流 邦 夫	常務執行役員、 営業本部長、 営業本部競争法コンプライ アンス室長、 全社コンプライアンス担当	エスイーエム・ダイキン株式会社 取締役
取 締 役	野 口 亨	常務執行役員、 本社部門担当（総合企画、 経理）、 情報通信本部担当	
取 締 役	尾 倉 修	常務執行役員、 施設統括本部副本部長、 施設統括本部西部本部長、 技術本部担当	合同電設株式会社 監査役
取 締 役	松 下 亘	常務執行役員、 電力事業部長、 安全品質管理部担当	株式会社セメック 取締役
○取 締 役	小 川 誠 一 郎	常務執行役員、 本社部門担当（総務、東京 総務、人事、人材開発、情 報システム、監査、保険、 シニアエキスパート、健康 管理）、 プラント空調部担当	
社外取締役	井 上 育 穂		遠州トラック株式会社 社外取締役
社外取締役	三 野 哲 治		住友ゴム工業株式会社 相談役
常勤監査役	小 島 亘		スミセツエンジニアリング株式会社 監査役、 P.T.タイヨーシナール ラヤテック 監査役、 住設機電工程（上海）有限公司 監事、 上海住設貿易有限公司 監事

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
常勤監査役	松 山 雅 胤		住電電業株式会社 監査役、 アイティソリューション サービス株式会社 監査役、 エスイーエム・ダイキン株式会社 監査役、 トーヨー電気工事株式会社 監査役、 株式会社セメック 監査役、 スミセツテクノ株式会社 監査役
社外監査役	間 石 成 人		弁護士、 大阪高速鉄道株式会社 社外監査役
社外監査役	垂 谷 保 明		公認会計士、税理士、 開成公認会計士共同事務所 代表、 株式会社情報企画 社外取締役(監査等委員)、 株式会社ウィル 社外監査役、 株式会社アクティブゲーミングメディア 社外監査役
○社外監査役	服 部 力 也		三井住友信託銀行株式会社 エグゼクティブ アドバイザー、 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 取締役会長

- (注) 1. ※印の取締役は代表取締役であります。  
2. 磯部正人氏(取締役会長)は、2018年6月26日付で取締役を任期満了により退任いたしました。  
3. 井上政清氏(社外監査役)は、2018年6月26日付で監査役を任期満了により退任いたしました。  
4. ○印の取締役及び監査役は、2018年6月26日開催の第93期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。  
5. 監査役 松山雅胤氏は、住友電工システムソリューション株式会社及び住友電工デバイス・イノベーション株式会社において経理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
6. 監査役 垂谷保明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
7. 取締役 井上育穂氏、取締役 三野哲治氏、監査役 間石成人氏、監査役 垂谷保明氏及び監査役 服部力也氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。  
8. 取締役 水流邦夫氏は、2018年6月1日より全社コンプライアンスを担当しております。  
9. 取締役 野口亨氏は、2018年6月1日より情報通信本部を担当しております。  
10. 取締役 小川誠一郎氏は、2018年6月1日よりプラント空調部を、2019年3月11日より本社部門(人材開発、健康管理)を担当しております。  
11. 監査役 服部力也氏は、2018年6月29日付でトラスト・キャピタル株式会社の社外取締役を退任いたしました。上記(注)2及び3の( )内は退任時の地位等を示します。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の報酬等総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	360百万円
監 査 役	6名	46百万円
合 計	16名	406百万円

- (注) 1. 上記支給人員には、2018年6月26日付で退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。  
2. 上記取締役の支給額には、役員賞与の当期引当額140百万円が含まれております。

3. 上記支給額には、役員退職慰労引当金の当期引当額11百万円（取締役11百万円）が含まれております。なお、当社における役員退職慰労金制度は、2018年6月26日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

## ② 報酬等の決定に関する方針

- イ. 取締役の月報酬については、株主総会において承認決議した報酬額の枠内で取締役会の決議によって決定いたします。各人の報酬は、職位毎に当社の取締役にくわしい報酬水準を設定したうえで、役割や責任度合い並びに会社業績への貢献度に基づいて決定いたします。
- ロ. 取締役の賞与については、総額は、毎期の会社業績、特に利益指標、配当水準をもとに株主総会の決議を経て決定いたします。各人への配分は、中長期的な観点も踏まえ、職位や責任度合い、主要目標の達成度、毎期の会社業績への貢献度に基づいて取締役会の決議によって決定いたします。
- ハ. 取締役の月報酬及び賞与は、報酬諮問委員会にて客観的視点から審議を行い、その答申をもとに取締役会の決議によって決定いたします。
- 二. 監査役の報酬については、株主総会において承認決議した報酬額の枠内で監査役の協議によって決定いたします。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先との関係

氏名	兼職先	兼職内容
井上育穂	遠州トラック株式会社	社外取締役
三野哲治	住友ゴム工業株式会社	相談役
間石成人	大阪高速鉄道株式会社	社外監査役
垂谷保明	開成公認会計士共同事務所	代表
	株式会社情報企画	社外取締役（監査等委員）
	株式会社ウィル	社外監査役
	株式会社アクティブゲーミングメディア	社外監査役
服部力也	三井住友信託銀行株式会社	エグゼクティブアドバイザー
	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	取締役会長

(注) 各兼職先と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

## ② 主な活動状況

氏 名	主な活動状況
井 上 育 穂	取締役会13回中12回出席しており、金融機関の経営で培われた豊富な経験と幅広い見識のもと、企業経営全般にわたり中立的かつ客観的な立場で発言を行っております。コーポレートガバナンス上の留意点やコンプライアンスを含めたリスク管理のあり方について確認・意見表明を行っております。
三 野 哲 治	取締役会13回全てに出席しており、長年にわたる企業経営やグローバルビジネスに関する豊富な経験と幅広い見識のもと、企業経営全般にわたり中立的かつ客観的な立場で発言を行っております。企業の社会的責任に基づく高い見識から確認・意見表明を行っております。
間 石 成 人	取締役会13回全てに出席、監査役会15回全てに出席しており、弁護士としての高度な専門的見識と豊富な経験のもと、企業経営全般にわたり中立的かつ客観的な立場で発言を行っております。コンプライアンスの観点から他の監査役と連携して内部統制システムや具体的施策についての確認・意見表明を行っております。
垂 谷 保 明	取締役会13回全てに出席、監査役会15回全てに出席しており、公認会計士及び税理士としての企業会計及び税務に関する高度な専門的見識と豊富な経験のもと、企業経営全般にわたり中立的かつ客観的な立場で発言を行っております。他の監査役と連携して適正な会計処理のあり方や牽制機能向上の視点から企業経営における監査・監督についての確認・意見表明を行っております。
服 部 力 也	2018年6月26日就任以後開催の取締役会10回全てに出席、監査役会10回全てに出席しており、金融機関の経営で培われた豊富な経験と幅広い見識のもと、企業経営全般にわたり中立的かつ客観的な立場で発言を行っております。他の監査役と連携してコーポレートガバナンス上の留意点やコンプライアンスを含めたリスク管理のあり方について確認・意見表明を行っております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項に基づき、当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

## ④ 報酬等の額

社外取締役 2名及び社外監査役 4名 33百万円

## 4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	59百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、タイ セムコンCO.,LTD.、P.T.タイヨー シナール ラヤ テクニク、スミセツ フィリピンズ、INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務デューデリジェンスに関する業務」を委託し対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することについて重要な疑義が生じたとき又は困難と認められるときは、監査役会の決議に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

## 5 会社の体制及び方針に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

#### ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的方法（以下「文書等」という。）により記録し、保存する。
- ロ. 取締役及び監査役は社内規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 安全、品質、災害、環境及び情報管理等に係るリスクについてはそれぞれの担当部門で規程等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ロ. 安全、品質に関するリスクに関しては、中央安全品質委員会、その他のリスクに関しては、リスク＆コンプライアンス委員会（以下「RC委員会」という。）を設置し、事業活動に伴って発生するリスクの未然の防止と生じたリスクへの対応に取り組む。
- ハ. 取締役、執行役員及び使用人（以下「役職員」という。）は社内規程に基づき工事の損益管理を実施し、利益の確保及び損失の未然防止に努める。

二. 組織横断的リスク状況の監査は監査部を中心に行うものとし、その結果を取締役社長に報告する。

#### ③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役、執行役員及び管理職の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、社内規程において担当部門及び各組織の所管業務を定める。
- ロ. 各部門の業績等については、中期計画及びその達成に向けた年度計画を策定し、社長及び各部門担当執行役員で構成する経営会議で検討し、承認する体制とする。
- ハ. 経理部門及び経理担当役員が月次単位で達成状況を把握・分析し、経営会議に報告し、経営会議にて対策を検討・承認する。
- ニ. 取締役会は定期的に進捗状況を監督し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高める。

#### ④ 役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 役職員が法令、定款及び企業理念を遵守した行動をとるための社員行動基準を定める。それぞれの担当部門は、コンプライアンスに関する規程等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当該規程に基づいた職務執行の徹底を図る。



- ロ. RC委員会は全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同委員会を中心に役職員教育等を行う。
  - ハ. 監査部はコンプライアンスの状況を監査する。
  - 二. 国内外の競争法の遵守については、当社グループ内における疑わしい行為を含む入札談合行為根絶のため、競争法に関する教育を継続的に実施するとともに、総務部及び各部門は協力・連携を図りコンプライアンスに関する規程等の運用及び遵守状況を定期的に確認し、不備については速やかに改善する。
  - ホ. コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として社内及び社外に相談窓口を設ける。
  - ヘ. 反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求は一切受け付けず、総務部を対応統括部署として、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り、事案に応じて関係部門と協議のうえ対応を行う。
- ⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制
- イ. 取締役会の方針のもと、各部門・子会社は、金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った内部統制システムの整備及び適切な運用を図り、財務報告の適正性の確保に努める。
  - ロ. 監査部は、各部門・子会社の内部統制システムの整備及び適切な運用状況について評価・監査・指導を行い、不備については各部門・子会社に改善を促す。
  - ハ. 各部門・子会社は、監査部の評価・監査・指導により改善を促されたときは、速やかに改善するように努める。
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、各社の経営状況の把握に努めるほか、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限を与え、本社管理部門はこれらを横断的に推進し、管理する。
  - ロ. 関係会社管理規程に基づき、当社経営会議、取締役会で報告・附議すべき決定事項・発生事実やリスク管理、コンプライアンス等に関する一定の事項について子会社から報告を受け、又は必要により当社と協議を行う。
  - ハ. 当社グループ横断的な主要リスクについては、当社の担当部門等と各子会社が自社事業の遂行に伴うリスクを再評価のうえリスク管理を行うほか、子会社における固有のリスクについても、当社が支援を行い、リスクの軽減等を図る。
  - 二. 各子会社の事業計画は、当社の中期計画及び年度計画の一環として策定され、業績が定期的に報告される体制

とする。当該報告に関して所要の対策等を検討し、速やかに実施されるように支援する。

ホ. コンプライアンスに関して、当社のRC委員会や法務担当部門等が当社グループ内の主要なコンプライアンスリスクごとに展開する発生防止策に従い、各子会社において、自社特有のリスクを含め、対策を講じる体制とする。なお、内部通報のための相談・申告窓口は、当社グループ共通の社外窓口を設ける。

ヘ. 子会社の監査は監査部及び経理部が行うものとし、その結果を取締役社長に報告する。

ト. 親会社のコーポレートスタッフ部門と当社の本社管理部門はコンプライアンス及びリスクに関する意見交換を行い、適時に必要な施策を実施する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項、監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役の職務を補助する使用人として監査役付を任命する。

ロ. 監査役は監査役付に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、この命令を受けた監査役付はこの命令に関して取締役、監査部長等の指揮命令は受けないものとする。

ハ. 監査役付の任免、異動、昇給、人事評

価及び懲戒については予め監査役会より、意見を聴取し尊重する。

⑧ 当社並びに子会社の役職員及び子会社の役職員から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

当社並びに子会社の役職員及び子会社の役職員から報告を受けた者は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社、子会社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内規程に基づく通報状況及びその内容を適時に報告する。

⑨ 監査役へ報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報に関する規程において、通報者に対して通報を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行わない旨を規定するなど、当社及び子会社は、監査役に前項の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利な取扱いを行わない。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理のため、毎年度、監査役の承認のもと必要な予算を設定し、監査役から前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済の請求があった場合には、速やかに対応する。



- . 監査役がその職務執行に関連して弁護士、公認会計士等の外部専門家に相談する場合の費用は、会社が負担する。
- ⑪ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会と取締役社長とはそれぞれ定期的に意見交換を行う。
- . 監査役は各部門からヒアリングを行う機会を定期的に確保する。
- ハ. 監査役は経営会議、RC委員会その他重要な会議に出席し必要に応じて意見交換を行うことができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取り組み  
取締役と執行役員が出席するRC委員会を4回開催し、コンプライアンスの推進及び取り組み状況の確認、各種提言を行い、これらを踏まえ、以下の諸施策を実施しております。  
毎年7月をコンプライアンス月間と定め、当期は、不適切業務の防止対策の徹底に関する研修会の開催や、事業活動の実態調査を行うなど各種法令及び社内規程の遵守状況の確認を実施いたしました。  
その他、継続的な取り組みとして毎

月1回、当社及び子会社における各職場を単位として、コンプライアンス職場研修の実施、部門ごとに独占禁止法の遵守状況に関する自主点検を実施いたしました。

- ② 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組み

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名で構成し、原則として毎月1回開催しております。なお、社外監査役3名を含む監査役5名も取締役会に出席しております。

また、「取締役会規程」で取締役会の決議事項及び報告事項を明確に定めるとともに、業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前に経営会議に附議し、執行役員による業務執行の妥当性、リスクの有無等の議論を経ることで、取締役の職務執行に関する適正性、効率性の確保を図っております。

- ③ リスク管理に関する取り組み

当社グループの損失の危険の管理のうち、安全・品質に関するリスクに関しては、中央安全品質委員会を4回開催し、活動計画の承認や、取り組み状況の確認、発生したリスクに対する原因究明と再発防止策を周知するなど事故・災害・クレーム発生の低減に努めております。

また、RC委員会では、地震などを想定した災害対策本部の設置訓練の推進、

職場単位で情報セキュリティに関する研修を推進し、定期的実施状況を確認するなど事業活動に伴うリスクに対応するための実効的な活動を実施しております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

当社は企業理念を制定し、当社はもとより子会社においてもコンプライアンスの浸透、定着を図っております。

また、子会社については、「関係会社管理規程」及び「取締役会規程」において子会社が当社の承認を要する事項を定め、重要な事項を取締役会において審議することで、業務の適正の確保に努めております。

さらに、子会社を所管する当社所管部門において、定期的子会社からの報告を受け、職務執行を確認し、経営状況を把握するとともに経営課題に対する助言等を行っております。加えて、所管部門は必要に応じて子会社の経営状況等につき、当社経営会議、取締役会に報告しております。

併せて、監査部は、監査計画に基づき子会社の内部監査を行い、監査結果について取締役社長に報告し、所要の改善を図っています。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に対する取り組み

監査役の業務を補助すべき者として、専任者1名、兼任者5名の使用人（以下

「監査役付」という）を配置しております。専任者は組織上いずれの取締役等の担当下にも属さず、また、監査役付は監査役の指揮命令に従うこととしております。

監査役は、「監査役会規程」に基づき、監査方針を含む監査計画を策定し、監査を実施しております。当期は監査役会を15回開催し、取締役会、経営会議その他の重要な会議における議論の内容や、監査部の監査内容について情報共有が図られるとともに、各監査役は会社の状況を把握し、必要な場合は提言を取りまとめております。

(3) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 6 親会社等との間の取引に関する事項

### (1) 親会社等との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

- ① 当社は、親会社から設備工事等を受注しており、当該取引をするに当たっては、当社の採算を勘案した見積価格を提示し、その都度交渉のうえ決定する等、受注価格が第三者との通常の取引と比べ著しく廉価とならないことに留意して決定しております。また、電線・ケーブル等の資材の購入に当たっては、市場価格及び当社の採算を勘案のうえ、決定しております。
- ② 当社は、余剰資金の運用手段として、親会社への貸付を実施しております。貸付金額及び期間は当社が決定しており、貸付金利についても、市場金利を参考に決定しております。

### (2) 親会社等との間の取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社等との間の取引について、事業運営に重要な影響を与えるものについては、当社取締役会において報告され、取締役会は当該報告があったときは、当社の採算を勘案して上記(1)の記載事項に留意のうえ、判断しております。なお、事業運営に関しては、親会社からの独立性を保ちつつ、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行を行っております。

### (3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>	<b>(130,157)</b>	<b>(負 債 の 部)</b>	<b>(58,712)</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>97,381</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>51,988</b>
現 金 預 金	24,757	支払手形・工事未払金等	35,126
受取手形・完成工事未収入金等	54,242	短 期 借 入 金	1,919
未 成 工 事 支 出 金 等	2,712	リ ー ス 債 務	42
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	13,047	未 払 法 人 税 等	2,158
そ の 他	2,646	未 成 工 事 受 入 金	4,636
貸 倒 引 当 金	△24	役 員 賞 与 引 当 金	173
		工 事 損 失 引 当 金	94
		そ の 他	7,837
<b>固 定 資 産</b>	<b>32,775</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,724</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>10,019</b>	長 期 借 入 金	1,091
建 物 及 び 構 築 物	3,600	リ ー ス 債 務	81
機 械、運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	892	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	137
土 地	5,411	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,486
リ ー ス 資 産	111	繰 延 税 金 負 債	1,484
建 設 仮 勘 定	3	そ の 他	442
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>697</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	<b>(71,444)</b>
の れ ん	6	株 主 資 本	60,970
そ の 他	691	資 本 金	6,440
		資 本 剰 余 金	6,102
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>22,059</b>	利 益 剰 余 金	48,464
投 資 有 価 証 券	19,356	自 己 株 式	△36
繰 延 税 金 資 産	585	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	7,564
そ の 他	2,620	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,318
貸 倒 引 当 金	△503	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
<b>資 産 合 計</b>	<b>130,157</b>	為 替 換 算 調 整 勘 定	△108
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,644
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>2,909</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>130,157</b>

## 連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		157,016
売 上 原 価		137,761
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>19,254</b>
販売費及び一般管理費		8,302
<b>営 業 利 益</b>		<b>10,952</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	422	
不動産賃貸料	82	
その他の	203	708
営業外費用		
支払利息	35	
固定資産廃却損	10	
その他の	52	99
<b>経 常 利 益</b>		<b>11,561</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	52	
固定資産売却益	32	84
特別損失		
減 損 損 失	3,412	3,412
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>8,234</b>
法人税、住民税及び事業税	3,425	
法人税等調整額	△746	2,679
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>5,554</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		262
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>5,292</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当 期 首 残 高	6,440	6,102	45,058	△35	57,565
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,885		△1,885
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,292		5,292
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額計	—	—	3,406	△1	3,404
当 期 末 残 高	6,440	6,102	48,464	△36	60,970

	その他の包括利益累計額				計	非支配 株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額			
当 期 首 残 高	9,692	△0	△267	△1,413	8,011	2,618	68,196
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△1,885
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							5,292
自 己 株 式 の 取 得							△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△374	△0	158	△230	△447	290	△156
連結会計年度中の変動額計	△374	△0	158	△230	△447	290	3,248
当 期 末 残 高	9,318	△0	△108	△1,644	7,564	2,909	71,444

# 計 算 書 類

## 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>	<b>(105,469)</b>	<b>(負 債 の 部)</b>	<b>(46,821)</b>
流 動 資 産	73,600	流 動 負 債	42,511
現 金 預 金	18,411	支 払 手 形	5,239
受 取 手 形	899	工 事 未 払 金	23,325
電 子 記 録 債 権	4,822	短 期 借 入 金	3,120
完 成 工 事 未 収 入 金	33,420	未 払 費 用	3,186
未 成 工 事 支 出 金	2,119	未 払 法 人 税 等	1,608
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	12,060	未 成 工 事 受 入 金	3,084
立 替 金	364	役 員 賞 与 引 当 金	140
そ の 他 金	1,511	工 事 損 失 引 当 金	89
貸 倒 引 当 金	△9	そ の 他	2,717
<b>固 定 資 産</b>	<b>31,868</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,309</b>
有 形 固 定 資 産	6,515	長 期 借 入 金	1,091
建 物 及 び 構 築 物	1,832	退 職 給 付 引 当 金	947
機 械 及 び 運 搬 具	163	執 行 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	127
工 具、器 具 及 び 備 品	426	繰 延 税 金 負 債	1,906
土 地	4,091	そ の 他	237
建 設 仮 勘 定	0		
無 形 固 定 資 産	603	<b>(純 資 産 の 部)</b>	<b>(58,648)</b>
電 話 加 入 権	1	株 主 資 本	49,341
ソ フ ト ウ ェ ア	595	資 本 金	6,440
そ の 他	6	資 本 剰 余 金	6,038
		資 本 準 備 金	6,038
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>24,750</b>	利 益 剰 余 金	36,899
投 資 有 価 証 券	19,249	利 益 準 備 金	844
関 係 会 社 株 式	2,952	そ の 他 利 益 剰 余 金	36,055
長 期 貸 付 金	14	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	48
前 払 年 金 費 用	1,072	別 途 積 立 金	30,637
長 期 差 入 保 証 金	558	繰 越 利 益 剰 余 金	5,369
入 会 保 証 金	400	<b>自 己 株 式</b>	<b>△36</b>
そ の 他	983	評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,307
貸 倒 引 当 金	△482	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,307
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
<b>資 産 合 計</b>	<b>105,469</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>105,469</b>

## 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		107,829
売 上 原 価		94,909
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>12,919</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,414
<b>営 業 利 益</b>		<b>7,505</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,072	
そ の 他	171	1,243
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26	
為 替 差 損	8	
固 定 資 産 廃 却 損	7	
そ の 他	8	50
<b>経 常 利 益</b>		<b>8,697</b>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	52	52
特 別 損 失		
減 損 損 失	3,412	3,412
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>5,338</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,327	
法 人 税 等 調 整 額	△866	1,461
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>3,877</b>



## 株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	計
当 期 首 残 高	6,440	6,038	6,038	844	48	26,637	7,378	34,063
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△1,885	△1,885
圧縮積立金の取崩					△0		0	—
別途積立金の積立						4,000	△4,000	—
当 期 純 利 益							3,877	3,877
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額計	—	—	—	—	△0	4,000	△2,008	1,991
当 期 末 残 高	6,440	6,038	6,038	844	48	30,637	5,369	36,055

	株主資本			評価・換算差額等			純資産 合計
	利益 剰余金計	自己株式	計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	計	
当 期 首 残 高	34,908	△35	47,351	9,682	△0	9,682	57,033
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△1,885		△1,885				△1,885
圧縮積立金の取崩							—
別途積立金の積立							—
当 期 純 利 益	3,877		3,877				3,877
自己株式の取得		△1	△1				△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				△374	△0	△374	△374
事業年度中の変動額計	1,991	△1	1,989	△374	△0	△374	1,614
当 期 末 残 高	36,899	△36	49,341	9,307	△0	9,307	58,648

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

住友電設株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷 尋史 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 松本 光弘 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友電設株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友電設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

住友電設株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷 尋史 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 松本 光弘 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友電設株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

住友電設株式会社 監査役会

常勤監査役	小	島	巨	Ⓜ
常勤監査役	松	山	雅胤	Ⓜ
社外監査役	間	石	成人	Ⓜ
社外監査役	垂	谷	保明	Ⓜ
社外監査役	服	部	力也	Ⓜ

以上

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は株主各位に対する利益還元を経営の重要施策の一つとし、業績及び将来の事業展開を勘案して内部留保金とのバランスを取りながら安定的な配当をすることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期における業績が予想を上回ったことから、株主各位の日頃のご支援にお報いすべく、1株につき35円といたしたいと存じます。

なお、当期は既に中間配当金として1株につき25円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき60円となり、前期と比べ1株につき10円の増配となります。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金35円

総額 1,245,307,455円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月21日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円



## 第2号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役9名のうち社外取締役2名を除く7名に対し、当期の功労に報いるため、当期の業績等を勘案して、取締役賞与として総額140,000,000円を支給いたしたいと存じます。

## 第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号 **1** さかざき まさお  
**坂崎 全男**

再任

生年月日	略歴、地位及び担当	
1952年10月16日生	1976年4月	住友電気工業株式会社入社
■ 所有する当社株式数 30,500株	1999年6月	同大阪製作所長
	2001年1月	当社人事部長
	2005年6月	同執行役員、人事部長
	2007年6月	同常務執行役員
	2008年6月	同取締役、常務執行役員
	2015年6月	同取締役、専務執行役員
	2016年6月	同取締役社長 現在に至る

### 取締役候補者とした理由

坂崎全男氏は、取締役社長として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、中期経営計画「Vision 19」の諸施策の実施を通じて当社グループの事業を推進しております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号 **2** たに まこと  
**谷 信**

**新任**

生年月日	略歴、地位及び担当	
1957年5月28日生	1980年4月	住友電気工業株式会社入社
■ 所有する当社株式数 5,000株	2004年4月	同経理部長
	2008年6月	同執行役員、経理部長
	2011年6月	同執行役員、 スミトモエレクトリックワイヤリングシステムズインク社長
	2014年6月	同常務取締役
	2017年6月	同代表取締役、専務取締役 現在に至る
重要な兼職の状況		
住友ゴム工業株式会社 社外取締役		

#### 取締役候補者とした理由

谷 信氏は、住友電気工業株式会社において、経理・財務部門における豊富な業務経験と同社海外子会社の社長経験などを通じてグローバルな事業活動に関する知見を有し、2014年6月より常務取締役として、また2017年6月以降は代表取締役、専務取締役として、経理・財務部門等のコーポレートスタッフ部門を所管し、経営に携わってまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号 **3** つじむら かつひこ  
**辻村 勝彦**

**再任**

生年月日	略歴、地位及び担当	
1956年1月1日生	1981年4月	当社入社
■ 所有する当社株式数 10,200株	2010年6月	同執行役員、施設統括本部東部本部施工統括部長、 施設統括本部東部本部東京支社長
	2013年6月	同常務執行役員
	2016年6月	同取締役、専務執行役員
	2017年6月	同取締役、専務執行役員、施設統括本部長、国際本部長 現在に至る

#### 取締役候補者とした理由

辻村勝彦氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、専務執行役員として施設統括本部長、国際本部長を担当し、国内外のビル、工場等の電気設備工事及び新エネルギー環境関連工事をはじめとする一般電気工事部門においてグループ内外の連携や収益向上に向けた体質強化に取り組み、ビジネスの拡大や収益の向上に努めてまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4** まつした わたる  
**松下 亘**

**再任**

生年月日	略歴、地位及び担当	
1958年7月12日生	1982年4月	当社入社
■ 所有する当社株式数 5,900株	2012年6月	同執行役員、電力事業部次長、電力事業部東部地中線部長
	2013年6月	同執行役員、電力事業部長
	2016年6月	同取締役、常務執行役員
	2019年6月	同取締役、常務執行役員、電力事業部長、安全品質管理部担当、技術本部担当 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社セメック 取締役

取締役候補者とした理由

松下亘氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として電力事業部長を担当し、送変電設備工事をはじめとする電力工事部門においてグループ内外の連携や収益向上に向けた体質強化に取り組み、ビジネスの拡大や収益の向上に努めてまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 **5** うちいけ かずひこ  
**内池 和彦**

**新任**

生年月日	略歴、地位及び担当	
1959年7月25日生	1990年7月	当社入社
■ 所有する当社株式数 3,800株	2008年6月	同経理部長
	2013年6月	同執行役員、経理部長
	2015年6月	同常勤監査役
	2017年6月	同常務執行役員、総合企画部長、経理部長
	2019年6月	同常務執行役員、総合企画部長、経理部担当、営業本部担当、全社コンプライアンス担当 現在に至る

重要な兼職の状況

田村電気工事株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

内池和彦氏は、経理・財務部門における豊富な業務経験を有し、2017年6月以降は常務執行役員として総合企画部長・経理部長を担当し、中期経営計画「Vision 1.9」や経理、財務、IRに関する施策の推進に取り組むとともに経営の補佐を担ってまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6

しまだ  
島田

てつなり  
哲成

新任

生年月日	略歴、地位及び担当	
1962年12月29日生	1985年 4月	住友電気工業株式会社入社
■ 所有する当社株式数 3,000株	2010年 1月	同伊丹製作所長
	2012年 7月	同人材開発部長
	2015年10月	当社総務部長、人事部次長
	2016年 6月	同執行役員、総務部長、人事部長
	2019年 6月	同常務執行役員、本社部門担当（総務、東京総務、人事、人材開発、情報システム、監査、保険、シニアエキスパート、健康管理）、プラント空調部担当 現在に至る

#### 取締役候補者とした理由

島田哲成氏は、住友電気工業株式会社及び当社において人事・総務部門における豊富な業務経験を有し、2016年6月以降は当社執行役員として総務部長・人事部長を担当し、中期経営計画「Vision 19」においては人事、人材開発に関する施策の推進に取り組むとともに経営の補佐を担ってきました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

7

いのうえ

井上

いくほ

育穂

再任

社外

独立役員

生年月日	略歴、地位及び担当	
1948年10月8日生	1971年4月	住友信託銀行株式会社入社(現 三井住友信託銀行株式会社)
■ 所有する当社株式数 0株	2002年6月	同取締役、常務執行役員
	2004年6月	同代表取締役、専務執行役員
	2008年6月	レンゴー株式会社社外監査役
	2009年6月	南海電気鉄道株式会社社外取締役
	2010年6月	当社社外監査役
	2013年6月	遠州トラック株式会社社外取締役 現在に至る
	2015年6月	当社社外取締役 現在に至る
重要な兼職の状況		
遠州トラック株式会社 社外取締役		

#### 社外取締役候補者とした理由

井上育穂氏は、金融機関における経営経験を有しており、独立的な立場から取締役会における監督を行うとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に積極的に関与していただいております。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社の持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくため、引き続き、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去に当社社外監査役に就任しており(2010年6月～2014年6月)、また、当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

候補者  
番号

8

み の てっ じ  
三野 哲治

再任

社外

独立役員

生年月日	略歴、地位及び担当	
1945年9月7日生	1969年4月	住友電気工業株式会社入社
■ 所有する当社株式数 2,000株	1999年6月	同取締役
	2001年6月	同常務取締役
	2003年3月	住友ゴム工業株式会社代表取締役、専務執行役員
	2004年3月	同代表取締役、副社長
	2005年3月	同代表取締役社長
	2011年3月	同代表取締役取締役会長
	2013年3月	同取締役会長
	2016年3月	同相談役 現在に至る
	2016年6月	当社社外取締役 現在に至る

#### 社外取締役候補者とした理由

三野哲治氏は、住友電気工業株式会社及び住友ゴム工業株式会社の経営に長年携わり、経営者としての幅広い見識を有しており、独立的な立場から当社の経営を監督していただいております。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社の持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくため、引き続き、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。

- (注) 1. 候補者谷 信氏は、住友電気工業株式会社の代表取締役であり、同社は当社の発行済株式（自己株式を除く）の総数のうち、50.11%を有する親会社であります。  
なお、当社は同社との間に設備工事等の受注の取引関係があり、また、当社は同社の子会社との間に、電線・ケーブル等資材の購入の取引関係があります。
2. その他候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 候補者井上育穂氏及び候補者三野哲治氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者であります。  
なお、両氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、再任が承認されたときは、引き続き、独立役員とする予定であります。
4. 各候補者の選任理由については、各候補者の略歴の下部に記載のとおりであります。
5. 候補者谷 信氏は、当社の親会社である住友電気工業株式会社において、2008年6月から2014年6月まで執行役員に就任し、経理部長、同社の子会社であるスミトモエレクトリックワイヤリングシステムズインクの社長として業務を執行しておりました。また、2014年6月から2017年6月まで同社の常務取締役、2017年6月から現在まで代表取締役、専務取締役に就任しております。
6. 候補者島田哲成氏は、当社の親会社である住友電気工業株式会社において、2012年7月から2015年9月まで人材開発部長として業務を執行しておりました。
7. 候補者三野哲治氏は、当社親会社の関連会社（特定関係事業者）である住友ゴム工業株式会社において、2013年3月から2016年3月まで取締役会長、2016年3月から現在まで相談役に就任しております。
8. 当社は、候補者井上育穂氏及び候補者三野哲治氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認されたときは、当社は両氏との間でそれぞれ当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

## 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 小島 亘氏及び監査役 松山雅胤氏が辞任により退任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号 **1** のぐち とおる **野口 亨**

**新任**

生年月日	略歴及び地位	
1957年2月7日生	1980年4月	住友電気工業株式会社入社
■ 所有する当社株式数 14,200株	2005年8月	同財務部長
	2007年6月	同経営企画部長
	2011年10月	当社総合企画部次長
	2012年6月	同取締役、執行役員、総合企画部長、 施設統括本部企画統括部長、経理部担当
	2013年6月	同取締役、常務執行役員、総合企画部長、経理部担当、 電力事業部担当
	2019年6月	同取締役、情報通信本部担当 現在に至る
	重要な兼職の状況	
	エスイーエム・ダイキン株式会社 監査役	
	スミセツテクノ株式会社 監査役	

### 監査役候補者とした理由

野口亨氏は、住友電気工業株式会社及び当社において経理・財務における豊富な業務経験を有し、2012年6月以降は当社取締役として経理・財務部門等を所管しておりました。これらの経験を活かし、公正かつ客観的な立場から、当社の監査業務を通じて、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待し、新たに監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

おぐら  
尾倉

おさむ  
修

新任

■ 生年月日

1959年1月20日生

■ 所有する当社株式数

3,400株

略歴及び地位

1981年4月 当社入社  
2011年6月 同執行役員、施設統括本部西部本部営業統括部長  
2012年8月 同執行役員、営業本部副本部長  
2014年6月 同常務執行役員  
2017年6月 同取締役、常務執行役員、施設統括本部副本部長、  
施設統括本部西部本部長、技術本部担当  
2019年6月 同取締役  
現在に至る

重要な兼職の状況

スミセツエンジニアリング株式会社 監査役  
株式会社セメック 監査役  
合同電設株式会社 監査役

監査役候補者とした理由

尾倉修氏は、一般電気工事部門における豊富な業務経験を有し、2017年6月以降は取締役として西日本地区の一般電気工事部門等を所管しておりました。これらの経験を活かし、公正かつ客観的な立場から、当社の監査業務を通じて、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待し、新たに監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 各候補者の選任理由については、各候補者の略歴の下部に記載のとおりであります。



## 【ご参考】取締役・監査役候補者の指名方針

- ①社内取締役は、当社事業において豊富な経験と優れた実績がある者、当社の置かれた環境と今後の変化を踏まえ経営に関し客観的判断能力を有する者、先見性及び洞察力など人格・識見に秀でた者を候補者として選任いたします。
- ②社外取締役は、会社経営の経験者、各分野の専門家、学識経験者等の中から、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から当社経営の監督者として相応しい人物を候補者として選任いたします。
- ③監査役は、会社経営の経験者及び法務、財務、会計に関する専門的な知見を有した人物を候補者として選任いたします。
- ④取締役・監査役候補者の選任に関する議案の株主総会への提出は、指名諮問委員会にて客観的視点から審議を行い、その答申をもとに取締役会の決議によって決定いたします。

以 上

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内略図

**会場**：大阪市西区阿波座二丁目1番4号

**交通**：大阪メトロ 四ツ橋線「本町駅」23番出口より徒歩約7分  
大阪メトロ 御堂筋線「本町駅」15番出口より徒歩約12分  
大阪メトロ 中央線「阿波座駅」2番出口より徒歩約7分  
大阪メトロ 千日前線「阿波座駅」4番出口より徒歩約10分  
大阪メトロ 長堀鶴見緑地線「西大橋駅」1番出口より徒歩約7分



※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



地球環境に配慮した  
植物油インキを使用  
しています